

奈良工業高等専門学校アントレプレナーシップ教育連絡会議規程

令和5年4月25日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校における、アントレプレナーシップ教育連絡会議(以下「連絡会議」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(連絡会議の目的)

第2条 連絡会議は、アントレプレナーシップ教育の推進に必要な調整を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 連絡会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教務主事
- (2) 教育支援センター長
- (3) 産学協働・地域創生研究センター長
- (4) 学生主事補より学生主事が選任した者1名
- (5) 教務主事補より教務主事が選任した者1名
- (6) 女性エンジニア養成推進センター長
- (7) 広報センター長
- (8) その他教育支援センター長が指名する者

(議長)

第4条 教育支援センター長は、連絡会議を招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した者がその職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 連絡会議が必要と認めたときは、連絡会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 連絡会議の事務は、学生課 図書・国際交流係において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。